

令和 7 年度会計年度任用職員（C-NET）
ストレスチェック業務委託
（概算契約）

仕 様 書

大阪市教育局事務局

指導部初等・中学校教育担当（英語イノベーショングループ）

1 件名

令和7年度会計年度任用職員（C-NET）ストレスチェック業務委託（概算契約）

2 業務概要

会計年度任用職員メンタルヘルスについて、セルフケアの向上及び職場環境改善を目的とし、ストレスチェックを行う。

3 履行期間

契約締結日から令和7年11月14日（金）まで

※ 参考：想定スケジュール（別紙1）

4 対象者数（概数であり、増減することがある）

対象者数 132 名（英語版）

5 履行場所

大阪市役所（大阪市北区中之島1-3-20）

6 業務内容

- (1) ストレスチェック調査票等（英語版）の作成
- (2) ストレスチェックの実施
- (3) ストレスチェック個人結果票等の作成
- (4) ストレスチェック個人結果票等の英訳
- (5) ストレスチェック個人結果票等の発注者への納品（紙媒体及びデータ）
- (6) 面接指導対象者リストの作成
- (7) 面接指導対象者リストの発注者への納品（紙媒体及びデータ）

7 関係資料の保管

ストレスチェック等関係資料については、履行期間中保管すること。この間、発注者が資料要求した場合は、ストレスチェック等の資料を無償で貸し出すこと。

履行期間終了後、受注者が責任をもって廃棄し、発注者に廃棄報告を行うこと。

8 本業務の履行について

- (1) ストレスチェックの実施者及び実施事務従事者等は、ストレスチェック制度の仕組みや個人情報保護の重要性について熟知し、ストレスチェック制度に関する十分な知識を有していること。
- (2) 受注者は、発注者がストレスチェックの調査票を決めるに当たって、発注者に対して専門的な見地から意見を述べること。
- (3) 受注者は、高ストレス者を選定する基準、個人の評価方法を決めるにあたって、発注者に対して専門的な見地から意見を述べ、具体案を提示すること。

- (4) 受注者はストレスの程度の評価結果に基づき、発注者による面接指導を受けさせる必要があるかどうか判断し、報告すること。
- (5) すべての業務が完了後、業務完了届（別紙3）を作成し、提出すること。

9 再委託について

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (a) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (b) ストレスチェックの実施、ストレスチェック個人結果票等の作成、面接指導対象者リストの作成
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 仕様書の疑義については、公示文に記載の方法により行うこと。
- (3) 本委託業務にかかる消耗品・機器及び配送等の諸経費はすべて受注者が負担すること。
- (4) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに、適宜必要と考えられる措置を行うこと。

- (5) 各データの引き渡しにあたっては、コンピュータウイルス対策及び個人情報管理に対し、必要かつ十分な措置を講じること。
- (6) 本業務において、知り得た情報については、本市への確認なしに外部に公表しないこと。
- (7) 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (8) 契約締結後、本仕様書はすべて発注者の解釈によるものとする。

11 委託料の請求方法

委託料の請求は、ストレスチェック結果データの提出が適正に行われ、発注者の指定する資料の提出により検査確認が終了しだい速やかに行うこと。

契約当初においては概算金額で契約するが、後日、ストレスチェック実施者数により確定するものとする。なお、受注者は、契約にあたって内訳明細書（別紙2）を発注者に提出すること。委託料は、ストレスチェック英語版実施数に、当該内訳明細書に記載されたそれぞれの単価を乗じ、これに消費税等相当額を加えたものを確定金額とし、発注者による履行確認後に支払うものとする。

12 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育局事務局指導部初等・中学校教育担当（英語イノベーショングループ）

TEL 06-6208-9197

別紙1「想定スケジュール」

※「受：受注者」「教：教育委員会事務局」「検：受検者」

実施内容	実施者	8月			9月			10月			11月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
名簿データの提供	教 → 受												
様式の確定	受 → 教 ←												
調査票の納品	受 → 教												
回答期間・調査票回収	検 → 教												
調査票の返送	教 → 受												
高ストレス者報告	受 → 教												
個人結果納品	受 → 教												

※上記「想定スケジュール」はあくまでも参考スケジュールであり、詳細は契約後受注者と打合せのうえ決定する。

内 訳 明 細 書

	単価(税抜)	数量	金額(円)
ストレスチェック英語版		132	円
業務委託料総額(税抜)			円
消費税及び地方消費税相当額			円
業務委託料総額(税込)			円

※ 数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

担当係長	監督職員

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
受託者 フリガナ
(請負者) 商号又は名称
 フリガナ
 氏名又は代表者名

受任者名

次のとおり業務が完了しましたのでお届けします。

記

業 務 名 称	令和 7 年度会計年度任用職員（C-NET）ストレスチェック業務委託 （概算契約）			
業 務 場 所	本市指定場所			
契 約 番 号	教専第		号	
契 約 日	令和	年	月	日
期 限	令和	年	月	日
完 了 日	令和	年	月	日
請負金額（確定後）	金		円	

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること